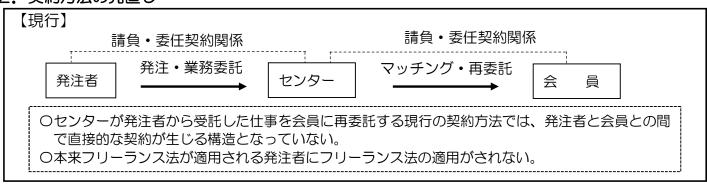
シルバー人材センターを利用される発注者の皆様へ

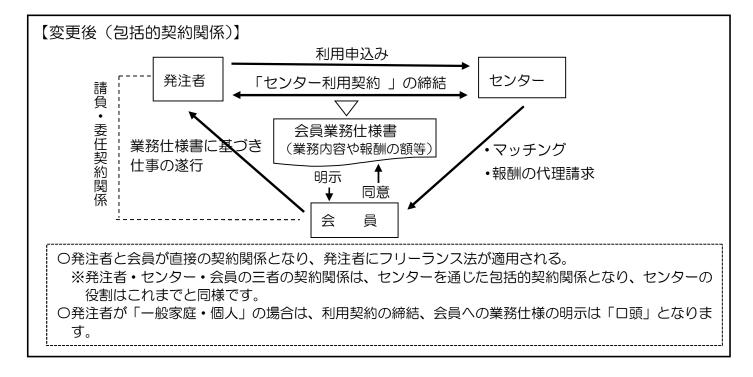
フリーランス法の制定・施行を踏まえて シルバー人材センターの契約関係を見直します

1. 見直しをする理由

- ○フリーランスという立場でお仕事をする方々が、安心・安全に就業できる環境を整備するための、いわゆる「フリーランス法」が令和6年11月1日に施行されました。
- 〇フリーランス法の主な内容は、フリーランス(シルバー会員も該当)にお仕事を発注する方(ご依頼主)に、 仕事の内容や報酬等をフリーランスに明示する義務を付けるものです。
- 〇この法律の施行で、厚生労働省の方針により、全国におけるシルバー人材センターにおいて、会員が、請負・ 準委任の形態によりお仕事をする契約について、発注者から会員に対して「直接業務委託が行われる契約関係 (包括的契約)」に契約方法の見直しを行うこととなりました。

2. 契約方法の見直し





3. 新契約方式への移行時期

令和7年4月1日

4. 契約方法の見直しによる現行との変更点

法人等様は、新たに「センター利用契約」を書面で締結することになりますが、それ以外は、これまでと 大きな変更点はございません。

【お仕事のご依頼から業務の実施・完了、請求書の発送までの主な流れ】

項目	変 更 後
お仕事のご依頼	【現行と変更ありません】
	・これまでと同様にセンターにご依頼ください。センターは仕事の内容等をお伺い
	し、会員の業務仕様などを調整します。
【新】 センター利用契約 の締結	【手続きは現行と変更ありません】
	•契約の主な変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容
	(センター利用契約)となります。
	(法人様は書面による契約。一般家庭・個人様は口頭)
	・センターは、主にご依頼を受けた業務内容と就業する会員とのマッチングや総合調
	整を担うことになります。
	【新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません】
【新】	・会員への就業条件の明示は、センターが就業条件を記載した「会員業務仕様書」を
会員への就業条件	作成し、会員に案内します。
の明示と業務委託	(法人様は書面又はメール。一般家庭・個人様は口頭)
契約の成立	・会員が「会員業務仕様書」の内容に合意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約
	が成立する仕組みとなります。
会員によるお仕事	会員によるお仕事の実施。
→お仕事の完了	
請求書の発送	【請求書の内訳が新たな内容となりますが、手続きの流れはこれまでと同様です】
	・会員のお仕事が完了いたしましたら、これまでと同様に請求書を発送いたします。
	・変更点は、請求書の内訳が「センター業務委託料」と「会員業務委託料」に分かれ
	た内容となることで、それ以外の変更はございません」。
	・会員業務委託料分は、センターを経由し会員へ支払います。
<u>, </u>	

【お問い合わせ】

〒313-0016 茨城県常陸太田市金井町 3661-1 (公社) 常陸太田市シルバー人材センター TEL 0294-72-7700 FAX 0294-72-7701 E-mail hitachiota@sjc.ne.jp